

# 会 議 録

全部記録     要点記録

<b>1 会議名</b>	姫路市職員倫理審査会
<b>2 開催日時</b>	令和 8 年 5 月 2 7 日（水曜日） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 0 9 分
<b>3 開催場所</b>	姫路市役所地下 1 階 B 1 0 3 会議室
<b>4 出席者又は欠席者名</b>	（出席者）姫路市職員倫理審査会委員 3 名 （事務局）総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課課長補佐、職員倫理課係長、 職員倫理課主任
<b>5 傍聴の可否及び傍聴人数</b>	傍聴可、傍聴人なし
<b>6 議題又は案件及び結論等</b>	1 令和 7 年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況等 について
<b>7 会議の全部内容又は進行記録</b>	詳細については別紙参照

	開会（14：00）
事務局	《配布資料の確認と会議の成立を確認》
会長	事務局からの説明の前に会議の公開、非公開についてお諮りしたい。 お手元に配布されている資料3については現在も継続対応中の案件であることから、姫路市情報公開条例第7条第5項に規定する「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると思われる。よって、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第13条第7項の規定に基づき、本審査会が特に必要と認める場合に該当するものとして非公開とさせてもらいたいと思うが、それで良いか。
委員	（異議なし）
会長	異議なしということで、本日の審議は、次第2項目め(1)「令和7年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の運用状況について」の資料1及び資料2に係る部分までを公開とし、資料3に係る部分以降は非公開とする。なお、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第13条第6項の規定に基づき、本審査会で職務上知り得た情報については守秘義務があるのでご留意願いたい。  それでは事務局より資料1及び資料2の説明をお願いしたい。
事務局	《事務局から資料1、資料2説明》
会長	ただいまの説明に関し、意見や質問はないか。
委員	資料1について、不当要求行為も減っているが、全体的にそれぞれの部署が少しずつ要望等の件数が減っていることに関して、何か理由は分かるか。
事務局	ポスターの掲示や防犯カメラの設置による効果が出ていると考えている。
委員	防犯カメラの設置等の全体的な改善が影響しているということか。

事務局	現状ではそのように考えている。
委員	引き続き、ポスターの掲示や研修実施などを継続し、不当要求が無くなるようブラッシュアップしていただきたい。
事務局	そのようにしたい。
委員	令和4年度以降、不当要求行為の件数は大幅に減少しており、職員倫理条例に基づく運用を効果的に実施できていると推測され、大変望ましいことと思う。職員倫理に関する職員向け研修の実施状況を教えてほしい。
事務局	階級が上がる際の階層別研修で職員倫理条例に関する研修をしており、他にも年に1回管理職以上の職員に研修をしている。カスハラに特化した研修については、依頼のあった所属や出先機関等に向け、年に3、4回実施している。また、年に2回職員倫理週間を実施しており、職員倫理条例等についての周知啓発をしている。
委員	<b>資料2</b> の不当要求行為のうち、市の録音機を持ち去った件で、録音していることは要望者に伝えられていたのか。全ての対応を録音しているわけではないと思うが、マニュアルやルールとしてどうなっているのか
事務局	この件では、事前に要望者に録音することは伝えていない。カウンター内で録音を開始していたが、所属長が録音しているか職員に確認したところ、要望者が録音していることに気付きカウンター内に手を伸ばし録音機器を持ち去ろうとした。 録音を開始する明確なタイミング等については決まっていないが、大声を出す等、カスハラや不当要求行為と疑われる行為があれば録音を行うよう周知している。また、録音したが結果的に問題のない行為であれば録音を消去することも周知している。
委員	録音についての運用マニュアルはあるのか。
事務局	明確に定めたマニュアルはないが、不当要求行為があれば必ず録音するよう研修等を通じて周知啓発している。

委員	録音した媒体はその後どうしているのか
事務局	各課で保管し、残す必要がなければすぐ消去しており、不当要求行為に該当するものは記録と同様10年保存となる。その他の要望については、要望記録の保存が3年となっているため、それに合わせて録音の保存も3年としているケースもある。
委員	録音についての取り扱いやルールを定めたほうがいいのかもしいかな。 防犯カメラの映像データはどういう取り扱いになっているか。
事務局	防犯カメラの映像データについては2週間程度で上書きされるようになっており、規定を定めている。
委員	録音データについても規定等を定めるほうが良いのではないか
事務局	録音データについては行政文書と同様の取り扱いとしている。 市議会議員からの要望等の録音については規定があるが、一般市民を対象とした録音の規定は現時点では無く、行政文書の取り扱いに従って対応している。規定について検討していきたい。
委員	資料1の要望等の件数について、長期的に見た推移はどうなっているか。
事務局	全体的には徐々に減少している。
委員	それは対策をした結果減少しているのか。
事務局	対策の結果もあるが、農林水産環境局の事務の取り扱いが変更されたことも要因となっている。その他の部署の長期的推移としては大きな増減はない。農林水産環境局には、要望等の取り扱いについて大きく変えることのないよう指導している。
委員	開庁時間が9時から17時になったことも要望件数の減少の要因ということだが、従来は業務時間外の要望が多かったということか？

事務局	特に教育委員会事務局では時間外の要望等が多かった。農林水産環境局も時間外の要望があったが、開庁時間の短縮により要望等の件数が減少したと聞いている。
委員	職員の業務を適正にしないといけない一方で、要望できる時間が減ったことによって市民の声が聞けなくならないようなバランスが大事である。
会長	それでは、資料3に移りたい。ただいまから、会議を非公開とする。それでは、事務局より資料3について説明をお願いしたい。
	<b>【非公開】</b>
	閉会（15：09）